

豊島区社会的養育推進計画(素案)の概要

第1章 計画策定にあたっての基本的な考え方

○ 計画策定の目的

児童相談所を設置する自治体として、社会的養育(※1)の推進・充実に向けた基本的な考え方と、今後の取組の方向性を明らかにするため。

○ 背景

- ・児童福祉法改正(H28年、R4年)
子どもが権利の主体であること、家庭養育優先原則、家庭及び養育環境の支援強化、子どもの権利擁護が図られた児童福祉施策の推進を明記
 - ・新しい社会的養育ビジョン(H29年)
改正児童福祉法の理念具体化のための目標と工程を提示
- ➡社会的養育推進計画の策定(都道府県、政令市、児童相談所設置市(区))

【計画の理念】

社会全体で家庭養育を支援するとともに、社会的養護の充実により、子どもの健やかな成長と自立を保障し、置かれた環境に関わらず子どもの最善の利益を守る豊島区の実現

【基本方針】

- ①母子保健部門から児童福祉部門までの一貫した支援体制により、妊娠期から子育て期まで切れ目なく、良好な親子関係の維持と適切な家庭養育をサポートします。
- ②社会的養護(※2)においては、当事者である子どもの意見や思いを尊重した子どもの権利擁護を第一に、家庭または家庭的環境での養育と個々のニーズに合ったケアを推進しつつ、子どもが長期的に安定したつながりのもとで安心して成長できるよう取組を進めます。

※1 社会的養育:すべての子どもの胎児期から自立までを対象とし、社会全体で子どもの養育に責任を持ち、支援すること。

※2 社会的養護:保護者のない子どもや、保護者による養育が困難な子どもを、公的責任で保護、養育するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。

第2章 豊島区の状況

○ 社会的養護のもとで育つ児童数 108人(R5年度末)

○ 相談・通告受理件数(R5年度)

相談・通告先	新規受理件数	うち、虐待該当
児童相談所	1,185件	741件
子ども家庭支援センター	600件	375件

○ 一時保護所入所率(R4年度～R5年度)

幼児	学齢男児	学齢女児	合計
61.7%	137.7%	121.7%	107.0%

○ 代替養育を必要とする児童数(※)の推計(仮推計)

R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
102人	103人	105人	108人	111人

○ 里親委託率目標(令和5年度実績➡11年度目標)

3歳未満	3歳以上就学前	学童期以降	合計
23.1% ➡35.7%	56.3% ➡66.7%	28.6% ➡32.9%	32.3% ➡38.7%

※代替養育を必要とする児童数:里親・ファミリーホーム、または児童養護施設等に入所が必要な児童の数。

第3章 基本方針を実現するための取組

■ 1 当事者である子どもの権利擁護の推進

- 児童相談所における意見聴取等措置
- 意見表明等支援事業（子どもアドボカシー事業）
- その他の権利擁護環境の整備（子ども自身による児童福祉審議会への申立て制度等）

■ 2 地域における妊産婦や家庭養育への支援の充実

- 支援を必要とする妊産婦と家庭への支援体制
- 家庭支援事業
- ヤングケアラーへの支援

■ 3 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組

- 児童相談所におけるケースマネジメント体制の強化
- 親子関係の再構築に向けた取組
- 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築

■ 4 一時保護児童への支援体制の強化

- 安心して生活できる環境整備
- 適切な運営に向けた取組
- 通学・学習支援の整備
- 一時保護所職員の資質向上
- 家庭養育優先原則を踏まえた一時保護委託先の確保

■ 5 里親・ファミリーホームへの委託推進に向けた取組

- 里親・ファミリーホームへの委託推進の取組
マッチング推進、里親登録数の増加、親族里親制度の活用
- 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組
リクルートの推進、ケアニーズの高い子どもの委託推進、未委託家庭の解消、フォスタリング機関(※)のさらなる活用、委託児童への支援強化

※里親等のリクルート・研修・子どもとのマッチング・養育支援・委託措置解除後の支援に至るまでの一連の過程において、子どもにとって質の高い養育がなされるために行われる様々な支援を包括的に実施する機関

■ 6 社会的養護経験者等への自立支援の推進

- 自立前から自立後までの切れ目のない相談支援と区独自の経済的支援の両輪による支援
- 公的支援に繋がって来なかった若者への支援
- 児童自立生活援助事業を実施する里親等への支援

■ 7 区内における社会的養育充実のための施設のあり方

- 区内における施設養護の必要性
- 家庭養護推進に向けた里親家庭への支援強化の必要性
- 一時保護委託の受入れ先確保の必要性
- 家庭養育への支援体制強化の必要性

■ 8 児童相談所の体制強化

- 職員一人一人のスキルや経験に応じた効果的な人材育成、子ども家庭ソーシャルワーカーの資格取得推進
- 指導教育を担う職員の育成、職員の精神的ケア
- 都内での児童相談所新設等を踏まえた都や各区との連携・協力